

令和4年度 観音寺市放課後児童クラブ利用申請のご案内

1. 放課後児童クラブとは

観音寺市立小学校に就学する児童で、放課後、保護者が仕事や病気などのために、昼間家にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。宿題を行う習慣付けはしますが、塾のような学習指導は行いません。また、保護者が休日でご在宅の時は、ご家庭でお子さまとの時間を大切にお過ごしくださいますようお願いいたします。

2. 申請ができる方

- ①保護者及び同居の親族、学校区内の親族が家事以外の仕事に従事している。
- ②保護者が病気、負傷、心身に障がいがあり、児童の保育が困難である。
- ③母親の出産・・・出産予定日もしくは出産日の前後3ヶ月のみの利用となる。
- ④近親者に難病・長期入院・心身に障がいがある方がいるため、常にその看護をしている。
- ⑤保護者等が児童の送り迎えができること。



3. 利用期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

※長期休業（春・夏・冬休み）のみ利用を希望される場合や年度途中で育休復帰の予定の方も、受付期間内に申請してください。年度途中でのお申し込みは、ご希望に添うことが難しくなります。

※令和3年度に引き続き、令和4年度の利用を希望される方も申請が必要です。

4. 開設時間及び休業日

- ①開設時間 学校授業日：放課後から午後6時まで
学校休業日：午前8時から午後6時まで ※学校給食がない日は、お弁当が必要です。

※勤務の都合で午前8時の預かりが困難な場合、午前7時30分から受け入れますが待機場所としての扱いです。
※土曜日については、同居の大人の方全員が勤務等で不在となる場合のみご利用できます。開設場所は申込み人数等により決定し、全教室の児童と一緒に過ごす場合もあります。

- ②休業日 日曜日、祝日、8月13日から8月16日、12月29日から翌年1月4日
子育て支援課が指定する日（台風や感染症により学校が休校となった日等）

5. 申請受付について

配布期間	令和3年12月1日（水）～ ※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く	
受付期間	令和4年1月7日（金）～1月21日（金） ※土・日曜日、祝日は除く	
場所・時間	子育て支援課（市役所1階 5番窓口）	午前8時30分～午後5時15分
	放課後児童クラブ各教室	午後2時～午後6時

6. 申請書類について（申請書等は、子育て支援課、各教室、ホームページにもあります）

申請時に必要な書類（※すべてそろえて提出）		内 容
1	放課後児童クラブ利用承認申請書 児童1名につき 1枚提出	児童・同居家族全員について、詳しく記入してください。
2	①就労（予定）証明書 勤め先にて証明をもらってください。複数の就労先がある場合は全ての就労先で証明をとってください。 ②申立書 医師の診断書（領収書・お薬手帳の直近2回分でも可）や手帳等の写しを添付してください。 児童1名につき 1枚提出 ※兄弟姉妹で申請する場合は、児童1名分は原本、他の児童はコピーをして提出してください。	同居家族（学生以外）・学校区内在住の祖父母が放課後、留守であることが証明できるものを提出してください。 自営・農林漁業等の方は、就労証明書に仕事内容・就労時間・勤務場所等を詳しく記入してください。
3	放課後児童クラブ調査票 児童1名につき 1枚提出	書類審査と児童が教室で生活する上で必要なものです。できるだけ詳しく記入してください。
4	放課後児童クラブ利用確認票 児童1名につき 1枚提出	確認事項を読んで必ずチェックしてください。

⇒裏面に続く

7. 申請時の注意事項

- ① 必要書類をすべてそろえて提出してください。(就労証明書の提出が間に合わない、消えるボールペンで記入しているなど、不備がある場合は受付できませんのでご了承ください。)
- ② 利用希望児童数が多く、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、学年が低い児童・支援の必要性が高い児童を優先し、保護者の就労状況等により決定しますのでご了承ください。
- ③ 過年度の放課後児童クラブ保育料に兄弟姉妹の利用分も含めて未納・滞納がある場合は、受付できません。お支払い完了が確認できない限り、審査できませんのでご了承ください。
- ④ 受付期間(1月21日)を過ぎて申請される場合は、2次選考となり、ご希望に沿うことが難しくなります。
- ⑤ 申請後、申請内容に変更があった場合は、変更届が必要です。子育て支援課まで必ずご連絡をお願いします。
- ⑥ 放課後児童クラブの運営にご協力・ご理解いただけない場合、利用承認を取り消すことがあります。(児童の安全のため、「きまりごと」は多々あります。利用のしおりや掲示等で随時お知らせいたしますので、ご確認ください。)

8. 利用承認の通知

放課後児童クラブ利用承認通知書は3月上旬頃に送付します。(継続児は教室より手渡しを予定しています。)

なお、承認通知書送付後に、家庭保育が可能であると認められる場合や虚偽による申請が発覚した場合は、利用承認を取り消すことがあります。

9. 傷害保険

指定する傷害保険(スポーツ安全保険 年額 800 円)に必ず加入してください。

なお、小学校やスポーツ少年団等で加入する傷害保険とは異なります。



10. 実施場所

教室名	開設場所	
観音寺第1なかよし教室	観音寺町甲2558番地1	観音寺小学校内
観音寺第2なかよし教室	観音寺町甲2580番地9	三豊・観音寺市医師会跡
高室なかよし教室	高屋町1895番地	旧高室幼稚園
常磐なかよし教室	植田町362番地1	常磐幼稚園跡
柞田第1なかよし教室	柞田町乙1000番地1	柞田小学校内
柞田第2なかよし教室	柞田町丙1529番地甲1	柞田幼稚園跡
豊田なかよし教室	新田町1413番地	豊田小学校内
粟井なかよし教室	粟井町1452番地	粟井小学校内
大野原こどもセンター教室	大野原町大野原1370番地2	大野原こどもセンター内
豊浜にじ教室	豊浜町和田浜1000番地	豊浜小学校内

※観音寺第1・2なかよし教室、柞田第1・2なかよし教室は、受け入れ人数や学年等によりクラス分けをさせていただきます。前年度とは別の教室になる場合もあります。個々のご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。

※一ノ谷なかよし教室の申し込み等については、観音寺市社会福祉協議会(☎25-7773)にお問い合わせください。

11. 保育料等

利用月等	保育料(児童1人分)
4~7月・9~3月	5,000円/月
8月	10,000円/月
土曜日	500円/日

・口座振替の手続きをお願いしております。

・「中止届」「変更届」の提出がない場合、利用がなくても保育料が発生します。

・長期休業期間のみ利用・授業のある日のみ利用の場合の4・7・12・1・3月の保育料は別設定です。

※その他、放課後児童クラブ運営費(おやつ代・イベント代・消耗品代など)月額1,000円必要です。

※生活保護世帯や市民税非課税世帯、ひとり親家庭等で所得が一定の基準額以下の世帯は、保育料の減免制度があります。詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

12. 問い合わせ先

子育て支援課 放課後児童クラブ担当 ☎ 0875-23-3962